保険診療にて凍結胚の保存をされた方へ

凍結胚の保存は凍結日より１年間となります。保存期限を延長する方は、更新のお手続きが必要となります。保険診療にて更新をするためには適応条件があります。必ず医師の診察が必要となります。

保険診療にて更新をするためには、以下の①②③全てに該当する必要があります。

① 保険診療にて凍結保存し、当該凍結保存の開始日から起算して３年以内である（更新は２回まで）
② 治療を継続している
③ 保険移植回数や年齢が保険適応内の方

（注）妊娠等の理由により治療を中断された場合や、診察にて上記②に該当しないと判断された場合は、自費診療で更新となります。また、①②③に該当しない場合も自費診療で更新となります。自費診療で更新される場合もお電話にて更新・廃棄のお手続きが必要です（２．自費診療で更新手続き方法、３．廃棄の手続き方法参照）。
ご自身で判断が難しい場合は、医師の判断で決定します。一度ご連絡ください。

1. 保険診療での更新手続き方法

保存期限満了日までに、電話でご連絡ください。その際、「保険で更新希望」とお伝えいただけるとスムーズです。その後、保存期限満了日の翌月末までに通常の診察のご予約をお取りいただきます。ご夫婦で来院の上、医師の診察後、更新のお手続きをしていただけます。同意書にご夫婦ともに自署でのご記名、異なる印鑑でご捺印いただきます。

（注）保存期限満了日を過ぎてからの電話連絡の場合、自費診療で更新となりますのでご注意ください。
当院から個別にご連絡等は致しません。ご自身で管理をお願い致します。
保険証を確認できない場合は、保険診療で更新手続きは行えません。

《お持ちいただく物》
・戸籍謄本　・各々夫婦の認印（シャチハタ以外）　・各々夫婦の保険証　・更新費用

更新費用１年	保険診療：10,500 円（患者様負担）
	自費診療：88,000 円（税込）

２．自費診療での更新手続き方法

来院は不要です。保存期限満了日までにお電話にてご連絡ください。更新書類を送付させていただきます。

３．廃棄の手続き方法（保険、自費診療ともに）

来院は不要ですが、ご連絡は必要となります。保存期限満了日までに電話にてご連絡ください。

〒541-0043　大阪府大阪市中央区高麗橋 1-7-3 ザ・北浜プラザ３F
レディースクリニック北浜　　TEL　06-6202-8739
Ladies Clinic Kitahama

20230302 改訂